

タキヒヨー株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、タキヒヨー株式会社と称し、英文では Takihyo Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 紳士・婦人・子供・乳幼児用既製服等各種衣料繊維製品及び装飾雑貨の製造・販売及び輸出入
- (2) 織物の製造・販売及び輸出入
- (3) 丸編・縦編・横編のニット生地 of 製造並びに加工・販売及び輸出入
- (4) 繊維原料の売買及び輸出入
- (5) 服装飾品類・寝具・寝装品類の加工・販売及び輸出入
- (6) カーテン・敷物・家具類の製造・販売及び輸出入
- (7) 室内装飾品・照明器具・厨房器具・食器・インテリア用品の販売及び輸出入
- (8) 美術工芸品・絵画・骨董品・貴金属装身具・宝石・時計・眼鏡並びに皮革製品・靴・洋品雑貨の販売及び輸出入
- (9) 紳士・婦人・子供・乳幼児用既製服及び紳士・婦人洋品等各種衣料・繊維製品の型紙・意匠・見本の製造・販売
- (10) ファッションに関するコンサルタント業務
- (11) 物流センターの運営・管理及び物流情報の収集処理業務並びにその請負
- (12) 石油製品・プラスチック製品・紙製品・工作機械・建設機械・運搬機械・各種自動車・農水産加工品・食料品・飲料品・酒類・医薬品・医薬部外品・化粧品・日用品雑貨等の販売及び輸出入並びに合成樹脂加工及び販売
- (13) コンピューター同附属機器の販売・ソフトウェアの設計販売・計算事務の受託及びシステムの保守管理
- (14) 物品のリース業
- (15) 不動産の所有・売買・賃貸借並びに管理
- (16) 建築工事の設計・施工・監理及び請負
- (17) 損害保険代理業
- (18) 生命保険の募集に関する業務
- (19) 一般貨物自動車運送事業

- (20) 倉庫業及び貨物利用運送事業
- (21) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (22) 飲食関連事業
- (23) 美容・健康関連商品の販売及び輸出入
- (24) 椅子張生地、鞣材等の各種繊維製品の製造加工・売買及び輸出入
- (25) 農畜水産物の飼育、生産及びその器具機材の製造加工・売買及び輸出入
- (26) 住宅、店舗設備機器資材の製造加工・売買及び輸出入
- (27) セラミック原材料及びその製品の売買及び輸出入
- (28) プラスチック加工機械及び成形金型の設計製作・売買及び輸出入
- (29) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第11条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当社の株式並びに新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め選定した代表取締役がこれに当たる。
3. 前2項にて選定された者に支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数を以て決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。
3. 前二項の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。
4. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
5. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって予め選定した代表取締役が招集しその議長となる。前段にて選定された者が招集できないときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会の招集通知は、定例取締役会の場合を除き、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(代表取締役)

第26条 取締役会は、その決議を以て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。

2. 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠

償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(執行役員)

第32条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

2. 執行役員に関する事項は、執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議を以て常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を以て行う。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度及び決算期)

第39条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第40条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 109 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

2. 当社は、第 109 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。

第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置)

1. 変更前定款第 20 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 20 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会

については、変更前定款第 20 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本条は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1991 年 11 月 8 日 改定
1992 年 5 月 25 日 改定
1993 年 5 月 28 日 改定
1994 年 5 月 27 日 改定
1995 年 5 月 25 日 改定
1996 年 5 月 23 日 改定
1998 年 5 月 28 日 改定
2001 年 10 月 1 日 改定
2002 年 5 月 23 日 改定
2003 年 5 月 22 日 改定
2004 年 5 月 27 日 改定
2004 年 8 月 12 日 改定
2005 年 11 月 14 日 改定
2006 年 5 月 24 日 改定
2007 年 5 月 23 日 改定
2009 年 5 月 20 日 改定
2016 年 5 月 25 日 改定
2017 年 9 月 1 日 改定
2018 年 5 月 23 日 改定
2020 年 5 月 27 日 改定
2022 年 5 月 25 日 改定